

横手市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、令和8年7月17日付けの住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年9月1日

横手市監査委員	佐越 和之
横手市監査委員	佐藤 増彦
横手市監査委員	高橋 聖悟

住民監査請求監査結果の決定書

第1 本件住民監査請求の請求人、請求書の受付等

1 請求人及び提出日

- ・請求人の住所、氏名
住所 (略)
氏名 (略)
- ・請求書の提出日
令和8年7月17日

2 請求の受付

令和8年7月17日付け、請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、同日付けで受け付けた。

本件請求については、法第242条第11項に基づく監査委員の合議により、同条第1項の要件を具備しているものと認め、令和8年7月29日付けでこれを受理した。

また、本件請求は令和8年6月9日付け提出され、同年6月22日に受理した住民監査請求（以下「前回請求」という。）の監査の結論が決定する前に提出されたものである。前回請求の監査期限は令和8年8月8日であったが、本件請求の提出は、令和8年7月17日付けをもって行われ、同日付けで受け付けた。

なお、その請求の趣旨と支出対象の種類は前回請求と同一といえる。

このように、請求の趣旨が同様であり、かつ請求期間が重なる場合には、前回請求と併せて監査を実施する、いわゆる併合審査とすることも可能である。しかし、請求の対象が前回請求では1つの自治会とし、本件請求では、前回請求対象の1自治会を含む31自治会を対象としていることから、住民監査請求の内容が一部異なるものと判断し併合審査は行わず、監査委員の合議により独立した住民監査請求として取り扱うこととした。

前回請求の監査の結果については、令和8年8月6日付け監第91号により請求人に対して通知した。

3 本件請求の対象等

本件請求の対象となる財務会計行為は、令和7年度（令和8年2月から3月まで）に対象31「自治会」に対して支払われた、環境美化推進員活動報償金の支出等に係る事務処理である。

※ 本書における「自治会」とは、横手市市政協力事務に関する要綱に規定する「町内会等」と同義であり、自治会、町内会、区その他の地縁による団体を総称するものとして用いた。

第2 監査の請求

本件請求は、前記「第1 本件住民監査請求の請求人、請求書の受付等、2 請求の受付」に記載したとおり、令和8年8月6日付け監第91号において監査委員が結果

を示した前回請求と、対象とする財務会計上の行為を同じくするものである。そのうえで前回請求において請求した趣旨と同様の算定方法に基づく支出が行われたとする自治会の対象範囲を31自治会とし、追加的に提出された措置請求である。

1 請求の要旨等

本件請求の要旨等は、次のとおりである（要旨等は原文のまま抜粋）。

（1）請求の趣旨

横手市が自治会に支払っている「環境美化推進員活動報奨金」について、市が自ら定めた算定規則に反し、市政協力員が実在しない複数の自治会に対して、市政協力員分の報奨金を支出している疑いがある。

また、制度開始年度（平成28年度）から現在まで、複数の自治会に対して同様の算定方法による支出を継続している可能性がある。

本件は・算定根拠の欠如・審査義務違反・規則違反・不当な財務会計行為に該当する可能性が高いため、地方自治法第242条第1項に基づき監査を求めるものである。

（2）請求の対象となる財務会計行為

対象となる財務会計行為は以下のとおりである。

- ①市政協力員が実在しない自治会に対し、市政協力員数を算定に含めて報奨金を支出した行為
- ②算定規則に反する支出を行った生活環境課の事務処理
- ③違法・不当な支出を是正せず、制度開始年度から長期間放置している行為
- ④制度開始年度からの周知不足および審査体制の不備により、制度全体として誤支出を生じさせている行為

（3）請求事項

監査委員に対し、以下の事項について監査を求める。

- ①対象自治会に対する報奨金算定が「環境美化推進員の手引き」の規則に適合しているか
- ②市政協力員が実在しないにもかかわらず算定に含めた理由
- ③違法・不当な支出があった場合の返還措置
※措置請求書においては対象31自治会名、支出額等が記載されているが、その内訳の記載は省略した。返還措置請求額の合計は、671,700円となっている。
- ④制度開始年度からの誤支出の有無および横手全地域局の調査
- ⑤再発防止策および生活環境課への指導

2 暫定的停止勧告

本件請求については、法第242条第4項の要件を満たすとは認められないことから、令和8年7月29日付け監査委員の合議により暫定的停止勧告は行わないこととした。

3 請求人の提出証拠（事実証明書）

令和8年7月17日提出の証拠

別紙を参照

（注）提出証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

4 請求人の陳述及び新たな提出証拠（事実証明書）

監査委員は、令和8年7月30日付け監第96号により請求人に対し、法第242条第7項に基づく本件請求に係る証拠の提出及び陳述の機会の付与について、意思確認のため通知したが、期限である同年8月5日までに請求人から証拠書類の提出及び陳述の機会の申し出等は無かった。したがって、新たな証拠の提出はなく、請求人の陳述も行われなかった。

第3 監査の実施

1 監査の実施場所及び期間

（1）実施場所 横手市条里北庁舎 4階 監査委員会議室

（2）実施期間 令和8年7月29日から令和8年8月28日まで

2 監査の対象とする財務会計期間と対象事務

（1）監査対象とする期間：令和7年度（令和8年2月から3月まで）の支出分

（2）監査対象とする事務：横手市環境美化推進員制度の全般、本件請求の報償金の予算措置の状況、活動報告書、支出決定、支払行為等に係る事務手続きの全般、横手市市政協力員に関する事務、横手市自治会活動等に関する事務

3 監査の対象機関

市民生活部生活環境課（担当課）、まちづくり推進部横手地域課、その他関係課（自治会活動と関係する部署等）を対象機関とした。

4 関係職員の陳述

本件請求は、前回請求と、対象とする財務会計上の行為が同一である。そのため、監査委員は法第242条の規定に基づく監査の実施の観点から、前回請求で実施した関係職員の陳述をもって足りるものと判断し、また関係職員からの申し出等がなかったため、本件請求においては関係職員の陳述を行わなかった。

5 書類審査及び調査

令和8年7月29日から同年8月28日まで関係課に対して適宜、既存の書類審査及び調査を行った。審査等の確認書類は次のとおりである。

なお、（1）から（3）については必要に応じて過年度分も調査した。

（1）市政協力員関係

- ・市政協力員届け出の形式、内容の確認
- ・市政協力員異動調査票（推薦）の確認

- ・ 市政協力員数と届け出内容の照合
- (2) 環境美化推進員関係
 - ・ 環境美化推進員推薦書の確認
 - ・ 環境美化推進員活動報告書の確認
 - ・ 環境美化推進員と市政協力員の対応関係の確認
- (3) 支出手続関係
 - ・ 支出負担行為兼支出命令票の確認
 - ・ 算定式の適用状況の確認
 - ・ 支出額の妥当性の確認
- (4) その他
 - ・ 市民生活部生活環境課の相談対応記録

第4 監査の事実関係、着眼点

1 前提となる法令等

- (1) 法第242条
- (2) 横手市環境保全条例（平成17年条例第169号）
- (3) 横手市市政協力事務に関する要綱（令和2年告示第16号）
- (4) 横手市環境美化推進員設置に関する要綱（平成28年告示第45号）
- (5) 最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決（昭和35年（オ）第1029号、民集第18巻8号1671頁）

2 事実関係

書類等の審査の結果による事実関係は次のとおりである。

(1) 自治会の定義及び市政協力員の把握方法

市において、自治会の明確な定義はない。自治会は関係法令いずれにも定義規定は存在せず、住民が自主的に結成した任意の民間団体（地縁による団体）であり、このことは、行政法上の定説や最高裁判所の判例などで確認できる。

また、市政協力員は横手市市政協力事務に関する要綱に基づき、市が毎年3月末頃から当該年度に届け出のあった市政協力員に対して、公文書で次年度の市政協力員の推薦と担当世帯数の届け出を依頼する。市の指定様式により提出を受け、住所、氏名等と担当世帯数を把握することで名簿の更新を行っている。

(2) 環境美化推進員の定義と市の把握方法

市においては、横手市環境保全条例第19条で、市長は環境行政の円滑な推進を図るため、環境美化推進員を置くことができると定めている。設置等に関し必要な事項は横手市環境美化推進員設置に関する要綱に定められており、毎年3月に環境美化推進員の届け出（環境美化推進員推薦書）を公文書で依頼し、市の指定様式で届け出ることをもって、市民生活部生活環境課は名簿の更新を毎年4月までに行っている。

(3) 環境美化推進員活動報償金の算定方法

環境美化推進員活動報償金の支出に当たっては、横手市環境美化推進員設置に関する要綱第7条を根拠として、市民生活部生活環境課の内規に金額の算定式が定められている。この算定方法は、市政協力員の人数に5,000円を乗じて得た額に、世帯数に50円を乗じて得た額を加えた金額とされており、変数は自治会における市政協力員数と世帯数である。

公金の支出に当たっては、市の自治会担当部署に提出された市政協力員と世帯数の届け出数などを自治会担当部署へ市民生活部生活環境課が照会し、毎年1月末時点の変数を基礎として、算定式に基づいて算出している。

前記(1)から(3)のほか「環境美化推進員の役割」、「本件請求に係る公金としての法的性格」等については、前回請求の監査の結果(令和8年8月6日付け監第91号)で監査委員の見解等を示しているため記述は省略した。

3 監査の着眼点

(1) 本件請求において事実とされた事項の有無

- ①請求人の主張する市政協力員が実在しない対象自治会へ、環境美化推進員活動報償金が支払われた事実はあるか。
- ②対象自治会が、組織や内部意思決定のある運営形態を備え、任意の組織としての実態を有しているか。
- ③支払相手方の対象自治会は、請求人の主張する市政協力員が実在しない自治会であるか。

(2) 当該支出の適法性・妥当性の判断

- ①適法性：本件請求の報償金の支払は、横手市の関連条例、規則、要綱等の規定に準拠しているか。支払要件、手続き及び金額の算定基準が守られているか。
- ②妥当性：支出された金額はその目的や活動内容に見合って適正であったか。財務会計上、社会通念上も不適切と評価される点はないか。報償金の算出から支払までの事務処理は適切であったか。

(3) 市が被った損害の有無等

- ①違法又は不当な支出により、市に具体的な財産上の損害額が発生したか。
- ②損害があった場合、その具体的な金額は算出できるか。

第5 監査の判断

法第242条第1項に基づく住民監査請求については、1年以内の財務に関わる違法又は不当な公金の支出であるため監査の対象は令和7年度の支出を対象としたが、事業や制度・政策的背景を確認するため必要に応じて過年度の状況も調査した。

また、本件請求の監査対象は、違法又は不当な公金の支出であるため、「第2監査の請求、1請求の要旨等、(3)請求事項、③違法又は不当な支出があった場合の返還措置」が対象であるが、「同(3)請求事項①対象自治会に対する報奨金算定が「環境美化推進員の手引き」の規則に適合しているか、②市政協力員が実在しないにも

かかわらず算定に含めた理由、④制度開始年度からの誤支出の有無および横手全地域局の調査、⑤再発防止策および生活環境課への指導」の①、②、④、⑤の４点についても法第２４２条の規定に基づき監査対象に含めて、必要に応じた措置の要否を調査することとした。

1 判断

法第２４２条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、これらの予防、是正等の措置を請求することを認めたものであり、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実が該当する。

また、住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。

以上を踏まえた、監査委員の判断は後述のとおりである。

2 「第４監査の事実関係、着眼点、２事実関係」による判断

前回請求の監査で確認した事実関係「市政協力員の把握方法、自治会の定義、環境美化推進員の役割」等に基づき、本件請求における監査委員の判断等を次の（１）から（７）に示す。

（１）自治会等の定義及び市政協力員の把握方法については、関係法令、市条例等に基づき、把握されていることを確認した。

令和７年度は、まちづくり推進部横手地域課が令和７年２月２６日付けの公文書で市の指定様式により提出依頼し回答を受け、住所、氏名及び担当世帯数等を把握し名簿の更新を行って、例年どおり市政協力員を置いていた。

各自治会における市政協力員の人数は、原則として自治会等が任意に選任し届け出るものであり、市はそれを尊重している。ただし、横手市市政協力事務に関する要綱第３条に基づき、同第１条に定める目的、同第２条に定める市政協力事務にとって効率的、効果的ではないと判断した場合は、市政協力員の担当配置について、再考を依頼することもあることが確認された。

なお、過去１０年間の横手地域内の自治会数の状況をまちづくり推進部横手地域課に対し監査委員が調査依頼した結果、自治会数の変動があることも確認され、その年度ごとに適正に対応していることが確認された。

（２）環境美化推進員の定義及び把握の方法については、横手市環境保全条例第１９条及び横手市環境美化推進員設置に関する要綱に基づき、適正に定められ運用し、また把握されていることを確認した。

なお、令和７年度は、令和７年３月７日付け生第１８５９号により推薦依頼文書が発出され、対象自治会から推薦書（届け出）が提出されていた。

（３）環境美化推進員の役割等については、横手市環境保全条例及び横手市環境美化推進員設置に関する要綱に定めるところにより、適正に運用されていることを確認した。

なお、令和7年度の対象自治会の役割と活動報告は、令和8年1月9日付け生第1552号により提出の依頼文書が発出され、活動報告書が提出されていた。

(4) 本件請求に係る公金の法的性格については、環境美化推進員活動報償金が報償費「報償金」として毎年度予算措置されており、その法的位置づけが適正であることを確認した。予算措置は、令和7年度予算書及び内訳の説明により確認された。

(5) 環境美化推進員活動報償金の算定方法については、横手市環境美化推進員設置に関する要綱第7条及び市民生活部生活環境課の内規に定めるところにより、算定式（市政協力員の人数×5,000円＋世帯数×50円）に基づき適正に算出し支出されていることを確認した。令和7年度における当該報償金は、令和8年1月9日付け生第1552号により事務手続きの依頼文書が発出され、回答（届け出）を確認のうえで同年2月から3月に支出されていた。

(6) 請求対象の自治会数が前回請求対象の1自治会から本件請求対象の31自治会となったことにより、対象31自治会（前回の請求対象を含む）について、前回請求と同一の調査を実施した。その結果、対象31自治会に市政協力員は届け出され、各自治会内に配置されていることを確認した。

そのうえで、対象31自治会に対する環境美化推進員報償金支出額の算定及び支出手続きについては、横手市環境美化推進員設置に関する要綱及び市民生活部生活環境課の環境美化推進員報償金支払い事務に関する内規に基づき、適正に処理されていることを確認した。

その結果、対象31自治会の令和7年度の市政協力員数は計91名、世帯数は計3,850世帯であり、環境美化推進員活動報償金の支出額計は、647,500円である。また、(略)町内会の24,200円については、環境美化推進員活動報告書の届け出がなく活動の実績が確認できないことから、当該要綱及び内規に基づき支出をしていないことを確認した。

したがって、請求人の措置請求書に基づく対象31自治会の措置請求額計671,700円と24,200円の差額が生じている。これは、環境美化推進員活動報償金の支出に当たり、市民生活部生活環境課が各自治会の活動実績を年度ごとに確認していることを示すものとなっている。

(7) 請求人が本件請求の証拠として提出した資料に、対象自治会名の直接記載がないことで、自治会が存在しないと解釈することや市政協力員が存在しないと解釈すること、また、そのことをもって十分な確認を行わず市政協力員数を加算し、及び制度上の審査体制や内部統制に不備がある等の解釈は事実と異なる。

市の事務処理上の資料としては、各自治会名を直接、明確に表記しなくとも業務遂行に支障がないため、各自治会名の表記がないものと考察する。また、各自治会内に市政協力員が置かれている区・班等の実情をもって事務処理の利便を図るものとなっている。

したがって、対象自治会の環境美化推進員活動報償金の支出は、事務手続き上、関係資料及び各自治会の実態に基づき行われたものである。

以上の事実及び判断の顛末に基づけば、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は事実のあった日から1年以内に係る請求人の主張において指摘された、横手市職員による違法又は不当な公金の支出等の事実は認められない。また、市における予算の執行は、関係法令及び予算の定めるところに従い、適正に行われているものと認められる。

第6 監査の結論

本件請求は、前回請求に対し令和8年8月6日付け監第91号による監査の結果で確認された事項に基づき、同様の財務会計上の行為について既に監査の結論を示しており、また対象自治会について31自治会（前回請求1自治会を含む）としても、同一の結論に至るものである。

本件請求の監査の結果については、法第242条第11項及び横手市監査基準第22条第1項第2号の規定に基づき、改めて監査委員の合議を令和8年8月28日に行い次のとおり決定した。

請求人の主張には理由がないと認める。よって、法第242条第5項の規定により本件請求を棄却する。

別紙（添付資料一覧）

○ 提出証拠（事実証明書）… 証拠①から証拠③の各説明は、措置請求書の原文を引用した。

証拠① 環境美化推進員の手引き

「6）活動報奨金について」に算定方法が明記されている。

証拠② 令和7年度 市政協力員報酬支払一覧

対象自治会のいずれにも市政協力員が存在しない。

証拠③ 令和7年度 環境美化推進員報酬支払一覧

対象自治会に対し市政協力員が存在する前提の金額が支払われている。